

Office News

September.2018

社会保険労務士ハセガワ事務所



トピックス

今年も最低賃金が上がります

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が、平成30年度の最低賃金額の引き上げを決定しました。

平成30年度の引き上げ額の目安は、全国平均で26円（引き上げ率は3.1%）です。3%以上の引き上げは3年連続で、目安通りに引き上げられると、今年の10月からの最低賃金（時給）は全国平均で874円となります。

各都道府県に適用される最低賃金の目安は、次の通りです。都道府県の経済状況を勘案し、引き上げ額を4つのランクに分けています。

ランク	引き上げ額	都道府県
A	27円	大阪 愛知 神奈川 東京 埼玉 千葉
B	26円	広島 兵庫 京都 滋賀 三重 静岡 長野 山梨 富山 栃木 茨城
C	25円	福岡 香川 徳島 山口 岡山 和歌山 奈良 岐阜 福井 石川 新潟 群馬 宮城 北海道
D	23円	沖縄 鹿児島 宮崎 大分 熊本 長崎 佐賀 高知 愛媛 島根 鳥取 福島 山形 秋田 岩手 青森

上記を目安に各地方の審議会を経て、各都道府県の最低賃金額が決定され、今年10月から適用されます。



労務相談 Q&A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
8月に和歌山県のアドベンチャーワールドでパンダの赤ちゃんが生まれましたね！

そういえば、今年はやけに台風が多くないですか？
台風で通勤電車が運休になり、社員が出勤できない場合、その日の賃金は支払わなければいけませんか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
パンダの誕生は、アドベンチャーワールド出身の私としても大変うれしい話題です！元気に育ってほしいですね。

8月から10月は台風のシーズンですね。今年は聞いたところによると、現時点で昨年のおよそ2倍の数の台風が発生しているようです。

ご質問の件ですが、まずは「休業」について説明します。会社の都合で社員を休業させた場合は、1日の賃金の約6割の休業手当を支払う必要があります（労基法26条）。

交通機関の運休により社員が出勤できず休業させた場合、当該休業は交通機関の運休という不可抗力によるものなので、会社都合の休業には当たらず、休業手当の支払いは不要です（→賃金は支払わなくてよい）。

ただし、出社後に交通機関が運休となり帰宅指示を出す場合は、会社都合による休業に当たる可能性があるため注意が必要です。このような場合の退勤の判断は、社員にゆだねるのが無難な対応とされます。社員が帰宅すると判断した場合は、その早退についてはペナルティーを課さない（人事評価に影響しない）よう配慮してあげましょう。



今月の実務スケジュール

- 防災訓練の実施（9月1日：防災の日）
- 制服の衣替え準備
- 上期人事考課の準備
- 最低賃金引き上げに備えた賃金見直し
- 派遣受入期間延長のための従業員意見聴取



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com